

会議体の統廃合前（～平成20年）

資料4

関係会議からの委員が参加

札幌市環境基本計画推進のための
円卓会議設置要綱



学識者、関係機関、環境保全協議会委員等で審議

環境審議会
【計画作成の役割】

札幌市環境基本条例 第29条

環境保全の推進の
役割を担う会議体

市民、事業者、活動団体等で協
議

札幌市環境基本条例 第30条



協議結果を委員自らの活動に
フィードバック

環境活動推進会議
【推進の役割】

札幌市環境活動推進会議設置
要綱

その他の会議体

環境教育基本方針推進委員会

緑の審議会

など。
(各所管の事業について担当)

幹事会の一部が委員として、参加。
(「環境プラザ運営委員会」の役割を担う)

市民による環境プラザ
運営に関する懇談会

幹事会

環境プラザの運営方法や今後のあり方について、市民と札幌市との意見交換の場として平成15年より開催され、平成17年からは、懇談会幹事会が中心となり、市民主体での懇談会が実施されていた。
(札幌市は「協力」、指定管理者は「参加者」の立場)

会議体の統廃合後（平成21年～）

札幌市環境審議会

環境首都札幌推進協議会

「部会」としての位置づけで設置

(仮称)札幌市環境プラザ
事業検討部会

・環境プラザの事業等について討議

設置根拠
札幌市環境基本条例 第29条

環境基本計画の作成、点検・評価

環境保全に関する基本的事項の調査審議

設置根拠
札幌市環境基本条例 第30条

環境基本計画の推進

市民及び事業者が、自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策、環境の保全に関する市の施策等について協議

部会

部会

部会

部会の設置理由

- ・環境プラザの事業と市政との関連性の深さ
- ・市民意見の十分な反映
- ・十分な議論の場の必要性

必要に応じ、今後、設置について検討